

事業所内保育事業整備事業者募集要項 (自主事業)

札幌市子ども未来局
子育て支援部 保育推進課

(注意事項)

既存の認可外保育施設を活用または新たに事業所内保育事業を設置する事業者を募集します。

※ 本事業は整備に係る補助金はありません。自主整備による募集事業となります。

SAPPORO

－ 目 次 －

■はじめに	1
1 用語の定義	1
2 注意事項	1
■1 募集要領	2
1 募集内容	2
2 募集地域等	2
3 応募資格	2
4 応募方法	3
5 書類提出に当たっての注意事項	4
■2 審査等	5
1 整備計画の審査及び決定	5
2 連携施設の確保	5
■3 土地・建物に関する留意事項及び工事に関する指定	6
1 土地・建物に関する要件	6
2 他方の遵守（既存建物を使用して整備する場合）	7
3 シックハウス対策	7
■4 定員・運営内容	7
1 定員及び受入れ対象年齢	7
2 3歳以上児の受入れについて	8
3 運営委託について	8
4 複数事業者による設置について	9
5 開所日	9
6 開所時間及び延長保育（時間外保育）	9
7 地域枠利用者への配慮について	10
8 給食の提供について	10
9 第三者委員の設置	10
10 運営委員会の設置	10
■5 スケジュール	11
1 スケジュール（予定のため変更となる可能性あり）	11
2 開設日	11

別紙 提出書類一覧

■はじめに

1 用語の定義

本募集要項における用語は次の定義によるものとする。

- (1) 認可
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可をいう。
- (2) 認可要綱
札幌市家庭的保育事業等認可要綱
- (3) 保育所型事業所内保育事業所（定員が 20 名以上の場合）
認可を受けた家庭的保育事業等のうち、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）第 138 条の 23 第 13 号に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (4) 小規模型事業所内保育事業所（定員が 19 名以下の場合）
認可を受けた家庭的保育事業等のうち、条例第 138 条の 23 第 14 号に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (5) 従業員枠
設定する利用定員のうち、事業主が雇用する従業員の子どもが利用する枠
- (6) 地域枠
設定する利用定員のうち、従業員枠以外の子どもが利用する枠。設定にあたっては項目第 4 の 1 を参照すること。

2 注意事項

- (1) 自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めること。
- (2) 応募にあたっては事前に札幌市子ども未来局へ相談をすること。
- (3) 本募集要項による計画承認を受けた場合でも、法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び条例の規定による認可等の申請手続きが別途必要となる。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要がある。
- (4) 本募集要項及び関連資料は、令和 6 年 5 月末時点の法令等を踏まえて作成している。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、書類作成等に係る費用については、事業者の負担となる。
- (6) 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとする。

■ 1 募集要領

1 募集内容

既存の認可外事業所内保育事業所から認可施設への移行、又は、新たに認可施設として事業所内保育事業所の開設を希望する事業者を募集する。なお、企業主導型保育事業所から認可施設への移行は対象外とする。

2 募集地域等

札幌市内全域とする。

ただし、良質な保育環境の提供等の観点から、以下に掲げる地域は募集対象外の地域とする。

<募集対象外の地域>

- ① 用途地域が「工業地域又は工業専用地域」の場合
- ② 直線距離で 200m以内に児童の健全な育成に影響を及ぼすような風俗関係施設として、店舗型性風俗特殊営業施設が所在する場合
- ③ 直線距離で 100m以内に風俗営業施設（パチンコ店、ゲームセンター等）が所在する場合
- ④ 市街化調整区域
※市外化調整区域において既に認可外保育施設として存在する場合も、札幌市市街地整備部（☎011-211-2512）と協議すること。
- ⑤ 土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域
- ⑥ そのほか、設置位置として適切でないと判断する場所

3 応募資格

この要項による事業に応募する者は、認可要綱第4条に掲げる要件を満たす者であること。

ただし、以下の①～⑥に定める施設等に対する近年の監査等において重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。なお、著しく改善が図られているものについてはこの限りではない。

また、以下の①～⑥に定める施設等を運営していない者は、札幌市が定める「事業所内保育事業運営計画書」の内容が適切に事業所内保育事業所を運営できると認められるものであること。

- ① 児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所
- ② 児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けた家庭的保育事業等のうち、同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- ④ 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- ⑤ 認可外保育施設（国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていること）
- ⑥ 医療法第 1 条の 5 に規定する病院を運営する医療法人等が設置している院内保育所（受託運営）

4 応募方法

- ・ 提出書類（別紙）を郵送又は持参により提出すること。
- ・ 下記提出先と整備内容について、**必ず事前相談（要事前予約）を行うこと。**
- ・ コンサルタントの方のみの相談には応じられないため、必ず設置主体となる事業者が来庁すること。
- ・ 必要な書類一式が整っていないものは受理しない。
- ・ 必要書類の提出期限については、開設日に応じ、別途指定する期限内に提出をすること。

提出先：札幌市 子ども未来局 子育て支援部 保育推進課 施設整備担当係
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
TEL 011-211-2346 FAX 011-231-6221

様式の電子データ及び記載例、記載要領については、次のホームページに公開する。

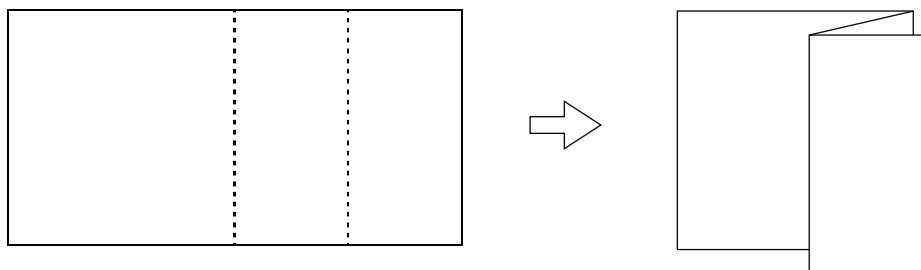
▶<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/ninkagaiikoubosyuu.html>

5 書類提出に当たっての注意事項

(1) 書類のサイズ

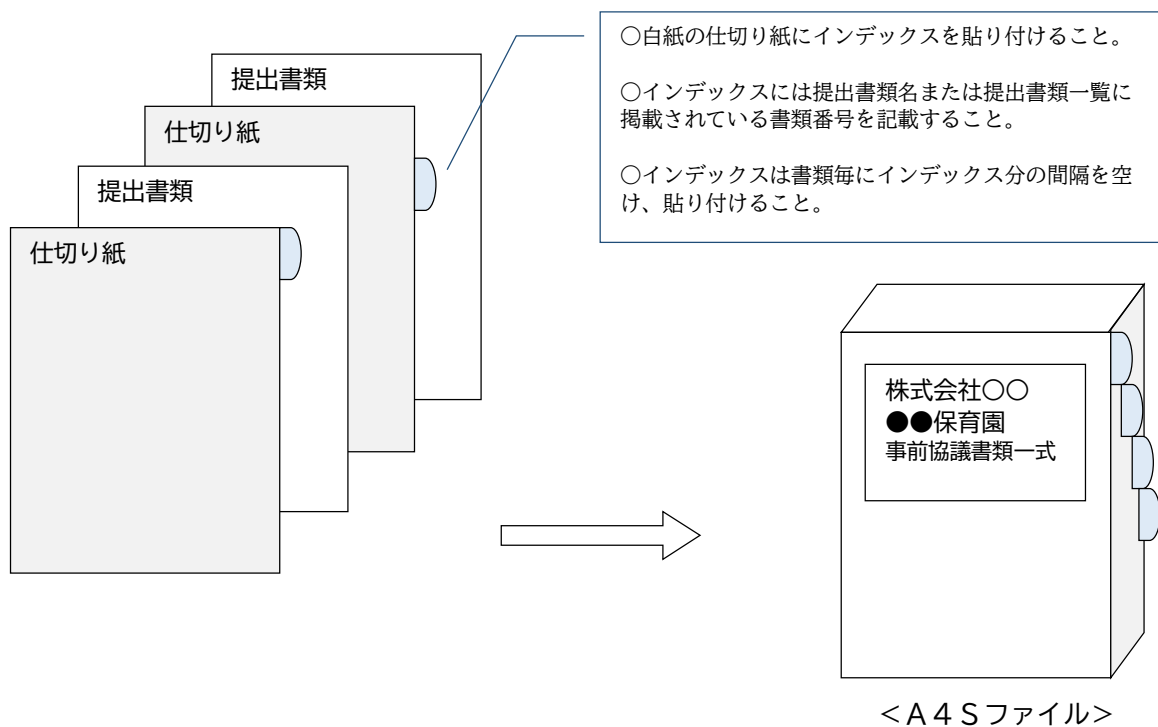
書類はA4サイズとし、A4サイズに満たない書類はA4サイズの台紙に貼り付けて提出すること。ただし、図面は原則A3サイズとし、次のようにA4サイズになるように折って提出すること。

〔A3サイズの書類の折り方〕



(2) 書類の綴り方

提出書類は、各提出書類一覧の順番通りに、書類ごとにインデックスを貼付けの上、A4Sファイルに綴って提出すること。横向きの書類については、上辺を左辺として綴じること。



(3) 書類の内容

各書類において、記載内容を統一すること。

例えば、各室面積表や図面において、それぞれに記載された面積が異なるなど、記載内容が統一されていないことがないようにすること。

(4) 建築基準法関係書類について

ア 建築基準法の規定による確認済証

建物の建築時又は用途変更時に、工事の確認申請を行うことで発行される書類。建築時用途変更時の複数が発行されている場合は、全て提出すること。

<既存建物を活用する場合>

確認済証に記載されている用途が保育所となっていない場合は保育所への用途変更手続きを行うこと。なお、事業所の面積が 200 m²以下で用途変更の手続きが不要な場合においては、建築基準法適合証明書を用いて指定確認検査機関等により、「児童福祉施設(保育所)」の用途とした場合に建築基準法に適合しているかどうかについて証明を受けて提出すること。

なお、紛失している場合は、「確認済証発行証明書」を札幌市建築指導部において取得し、これを提出すること。

イ 建築基準法の規定による検査済証

建物の建築時に、工事の完了検査を受けることで発行される書類。

なお、紛失している場合は、「検査済証発行証明書」を札幌市建築指導部において取得し、これを提出すること。

<建築確認・証明等の窓口>

札幌市役所本庁舎 2階 建築指導部 ☎011-211-2801

▶<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/shoumei/shoumei-top.html>

(5) 施設の図面について

提出する施設の図面は建築士が作成し、保育室等の面積は壁芯面積で記載することとし、内法面積でも基準面積以上を確保していることを明記の上、提出すること。

(6) その他

必要に応じて、各提出書類一覧に記載のない書類の提出を求められることがある。提出の求めがあった場合には、速やかにこれに応じること。

■ 2 審査等

1 整備計画の審査及び決定

下記のとおり審査を行った上で、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において審議し、提出された整備計画を決定する。

事業者による整備計画については、「■ 1 - 4 応募方法」により提出があった事前協議書及びそれに関する添付書類を基に、条例及び認可要綱に定める基準並びに各施設類型の共通審査基準中の審査項目との適合性について、「適」と判断された整備計画を採択する。

2 連携施設の確保

以下の(1)~(3)に該当する連携協力を行う認可保育所、幼稚園又は認定こども園（いずれも認可等を受けた施設に限る。以下「連携施設」という。）を確保する必要がある。

※ 保育所型事業所内保育事業所（定員が 20 名以上の場合）においては(3)の役割を担う連携施設の確保に限る。

(1) 保育内容の支援

利用乳幼児に対する集団保育体験の機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対

する相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。

(2) 代替保育の提供

必要に応じて代替保育(利用乳幼児の保育に従事する者の病気等により保育を提供することができない場合に代わって提供する保育)を提供すること。

(3) 卒園後の受け皿

事業所内保育事業所を利用する地域枠の乳幼児が3歳に達した後、引き続いて受け入れて教育又は保育を提供すること。(園児の卒園後の通園利便性を考慮し、事業所の近隣で確保するよう努めること。)

■ 3 土地・建物に関する留意事項及び工事に関する指定

1 土地・建物に関する要件

原則、自己所有(新たに購入する場合を含む)とし、これを担保に供していないこと(今回の整備に当たって必要な借入に係るものは除くが、安定的な運営を確保する観点から、**根抵当権を設定することは認めない**)とする。

ただし、認可要綱第10条に定めている以下の(1)~(4)の要件を満たす場合に限り、貸地での整備を認める場合があるが、事前に「■ 1-4 応募方法」に記載する担当部署に相談を行うこと。

(1) 適切な賃貸借契約その他家庭的保育事業者等にその使用权を与えるための適切な契約が締結されていること。

(2) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(3) (2)とは別に、年間賃借料に相当する額を安定的な形態で保有していること。

(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

なお、定期建物賃貸借契約などの契約の更新のない制度を利用する場合については、上記に加えて、以下のア及びイの条件を満たすこと。

ア 契約期間を整備する設備の財産処分制限期間(※)以上とすること。

※)「財産処分制限期間」とは、建物の構造に応じ、以下のとおり定めている期間のことであり、いずれも開園日から起算することとする。

	建物の構造	処分制限期間
1	木造施設	22年
2	鉄骨造施設	
	(1) 鉄骨の厚さが3mm以下のもの	19年
	(2) 鉄骨の厚さが3mmを超え4mm以下のもの	27年
	(3) 鉄骨の厚さが4mmを超えるもの	34年
3	ブロック造施設	38年
4	鉄筋コンクリート造施設	47年

イ 契約期間満了に伴う事業所内保育事業所の廃止申請に当たっては、入所児童に係る処置を適切に行うこと(閉園時に在園児が全て転園できる保証がないため、卒園まで在園できない年齢の児童の入所申込があった場合には、事業者において閉園時期を事前に説明し、了承を得ること)。

2 他法の遵守（既存建物を使用して整備する場合）

建物は、条例及び認可要綱に定める基準を満たすほか、法以外の法律においても適法な建物である必要があるため、次の点に特に留意すること。

(1) 新耐震基準

昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けて建築された建物又は新耐震基準に基づく耐震性を有する建物と認められること。

(2) 建築経過年数

建物の建築経過年数（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号に規定する期間を基準に判断する。）によっては、整備計画を認めない場合がある。ただし、主要構造部の全部又は大部分を更新するなど、改築と同程度の改修をした建物の場合は個別に判断する。

(3) 用途変更

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく用途変更の手続きが必要な場合は、用途変更に係る確認済証の交付を受けること。用途変更の手続きが不要な場合は、一級建築士等が作成する建築基準法適合証明書（指定様式）により、「児童福祉施設（保育所）」の用途とした場合に建築基準法に適合する旨の証明を受けて提出すること。

(4) その他

建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところに従うほか、条例、認可要綱の基準に適合する施設とすること。（⇒詳細については、「札幌市地域型保育事業所の整備について」を参照）

3 シックハウス対策

新築工事または改修工事を実施した場合、工事のしゅん工時に、保育室等について揮発性有機化合物 6 種類（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施したうえで、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出すること。

なお、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ること（ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。）。

※ 揮発性有機化合物 6 物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。（⇒詳細については、「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照）

■ 4 定員・運営内容

1 定員及び受入れ対象年齢

産休明け（生後 57 日目から）又は生後 5 か月から 2 歳児（年度途中で満 3 歳に達する児童を含む）までの全年齢を受入れ対象年齢とし、持ち上がりを考慮した定員設定とすること。

従業員枠の定員については、開所後の利用見込み人数を踏まえて設定すること。なお、利用見込み人数については、既存の認可外事業所内保育事業所から移行する場合は過去の入所実績等に基づいて算定し、新たに認可施設として事業所内保育事業所を開設する場合は従業員へのアンケート調査結果等に基づいて算定すること。

地域枠の定員については、下記表に準じた数以上の人数を設定すること。また、地域枠の人数

が従業員枠の人数を上回る定員設定は認めない。

※ 定員設定については、事前協議書の提出前に札幌市と個別に協議すること。また、長期的な利用が見込めないなど、協議の内容によっては、整備計画を認めない場合がある。

利用定員数	必要設定地域枠数
1人以上5人以下	1人以上
6人以上7人以下	2人以上
8人以上10人以下	3人以上
11人以上15人以下	4人以上
16人以上20人以下	5人以上
21人以上25人以下	6人以上
26人以上30人以下	7人以上

<定員内訳参考例>※ 19人定員の場合

区分\年齢	0歳	1歳	2歳
従業員枠	1人	6人	7人
地域枠	1人	2人	2人

2 3歳以上児の受入れについて

1のとおり、事業所内保育事業は0～2歳児までの事業であるため、3歳到達後の翌年度には事業対象外児となる。従業員の子どもについては3歳以上でも引き続き受入れることが可能であるが、3歳以上児部分については認可外保育施設扱いとなることから、3歳以上児も受入れを実施する場合、施設の設置及び運営にあたっては以下の点に注意すること。

- 事業所内保育事業所部分とは別途保育室等を設けて保育を実施すること。
- 事業所内保育事業所と認可外部分にて職員が兼務して保育することは認められないため、職員はそれぞれに配置すること。
- 給付費は事業所内保育事業所部分のみに対して給付されることから、事業所内保育事業所と認可外部分の運営費（人件費含む）の支出については別途管理すること。
- 認可外部分の施設及び運営については認可保育所等の基準を参考にし、事業所内保育事業所部分と同等の保育水準の確保に努めること。
- 事業所内保育事業所と認可外部分で設備（事務室、厨房、園庭等）を共用する場合は、合計した児童数に対して必要量を満たすこと。

3 運営委託について

事業所内保育事業は、「事業主自ら設置する施設」又は「事業主から委託を受けて実施する施設」と法定されている。このため、前者の場合は事業主が設置主体としての認可を受けるとなり、後者の場合は委託先の事業者が認可を受けることになる（事業主自ら設置者となり運営委託することも可能）。

業務委託による運営を行う場合においては別途業務委託運営にかかる同意書（様式）及び業務委託契約書（案）を作成すること。

また、認可要綱第4条に定める経済的基礎についての要件については事業主、委託先それぞれについて確認を行う。

なお、業務委託契約書については以下事項の記載を必須とする。

- ア 業務委託内容
- イ 業務委託期間
- ウ 従業員枠の入所事務に関する取り決め
- エ 事業の運営に係る責任所在関係
- オ 事業所内保育事業に従事する職員の雇用関係
- カ 運営に係る経費負担
- キ その他運営に応じ必要と思われる事項

4 複数事業者による設置について

「事業主団体」による事業所内保育事業の設置（法第6条の3第12項第1号ロ）を希望する場合、事業主団体の性格により提出書類・手続等を変更する必要があるため、事前に団体の構成員及び団体の規約・協定等を明示した上で相談すること。（団体の構成員が確定していない段階での相談は受け付けない。）

なお、団体の規約・協定等については以下事項の記載を必須とする。

- ア 従業員枠を利用できる児童の範囲
- イ 従業員枠の割り当て方法
- ウ 従業員枠の入所事務及び枠の管理に関する取り決め
- エ 従業員枠の保育料の決定方法
- オ 事業の運営に係る責任所在関係
- カ 事業所内保育事業に従事する職員の雇用関係
- キ 運営に係る経費負担
- ク 補助金、保育料等の帰属関係
- ケ 事業主団体に法人格がない場合、代表となるべきものの取り決め
- コ その他運営に応じ必要と思われる事項

5 開所日

月曜日から土曜日までとする（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）。

なお、休日保育を実施する場合の開所日は、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とする。

6 開所時間及び延長保育（時間外保育）

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもに係る開所時間及び延長保育

午前7時開所、午後7時又は午後8時閉所の延長保育実施を原則とする。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもに係る利用可能時間（コアタイム）

次の3区分から選択すること。

ア 午前8時00分から午後4時00分

イ 午前8時30分から午後4時30分

ウ 午前9時00分から午後5時00分

※ 保育短時間認定を受けた子どもに対しても、開所時間（延長保育時間を含む）の範囲内で時間外保育を実施することができる。

(3) その他（自主事業等としての時間外保育）

業務上の必要により、上記(1)、(2)の時間を超えて保育の提供を行うことは可能だが、自主事

業又は認可外保育事業として扱われるため、事業実施にあたっては事前に相談すること。

7 地域枠利用者への配慮について

事業所内保育事業が地域枠を設けることを必須とし、従業員以外の利用を想定している事業であることを鑑み、第三者の入域が制限される事業所等で事業を実施する場合は、地域枠利用者の利用の妨げにならないよう適切に対応すること。

8 給食の提供について

給食は自園での調理を原則とするが、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園又は当該事業所内保育事業と関連を有する法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療法人等からの搬入を行うことを予定している場合は食事提供方法や契約状況等の内容を踏まえた上で可否を判断するため、別途相談すること。

9 第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、以下の者による第三者委員を設置するよう努めること。

(1) 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者（具体的には以下に列挙）

(2) 世間からの信頼性を有する者（具体的には以下に列挙）

ア 評議員(理事は除く)、監事又は監査役

イ 社会福祉士

ウ 民生委員・児童委員

エ 大学教授、弁護士等

※ 第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数とすること。

10 運営委員会の設置

社会福祉法人又は学校法人以外の者は、以下のアからウの者により構成する運営委員会（事業の運営に関し、当該事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会のことをいう。）を設置するよう努めること。

(1) 社会福祉事業について知識経験を有する者（具体的には以下に列挙）

ア 社会福祉に関する教育・研究を行う者

イ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

ウ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

エ 社会福祉法人の理事

オ 社会福祉事業に責任者として従事している者（同一の事業者が設置運営する事業は除く）

カ 民生委員・児童委員

(2) 保育サービスの利用者

(3) 実務を担当する幹部職員（当該事業所の管理者）

■ 5 スケジュール

1 スケジュール（予定のため変更となる可能性あり）

事前協議書提出後、事業所内保育事業の開設までの標準的な事務スケジュールは下記のとおり。
ただし、希望する開所時期や協議内容によっては、スケジュールが変更となるため、事前協議書の提出にあたっては、事前に開設までのスケジュールを相談のうえ、準備を進めること。

～4月1日開所の場合のスケジュール例～

項目	時期（予定）
① 事前協議書の提出 認可にあたり、事前に子ども・子育て会議 認可・確認部会（以下「部会」という。）での意見聴取が法定されていることから、意見聴取前に基準に適合しているかどうかについての審査を行う。	7月中旬まで
② 結果の通知（計画の承認等） 部会での意見聴取の結果を踏まえて、事前協議結果（計画の承認又は不承認、承認の場合は利用定員の内示）を文書で通知する。 なお、部会の開催は不定期で、年に数回程度となることから、開催日によっては開設希望日通りのスケジュールとはならない可能性がある。	9月下旬～ 10月上旬
③ 保護者説明 既存認可外保育施設からの移行の場合、事業所内保育事業へ移行する予定であることを在園児の保護者に説明すること。また、新規開設の場合は近隣住民への十分な説明を行うこと。	②の後速やかに
④ 利用申込開始 各区保健センターにおいて、利用申込を開始する。 施設においては、見学者の対応等を行う。なお、認可外保育施設からの移行の場合、在園児の保護者の希望に基づき、利用継続に係る手続き等が必要となるため、区担当者と連携しトラブルにならないよう留意すること。	11月
⑤ 認可・確認申請 申請に係る手続きの詳細は、別途担当者から知らせる。	12月～翌年1月
⑥ 認可・開園 認可を受けた事業所内保育事業所として運営を開始する。 ※ 認可後においても、認可基準を満たした運営を継続する必要があるため適切な運営をすること（定期監査により確認する。）。	翌年4月

※ 改修又は新築工事を実施する場合、開園予定日の1か月前までにはしゅん工すること。
また、揮発性有機化合物の検査結果等についても、開園予定日の1か月前までに提出すること。

2 開設日

開設希望日については事前に相談すること。なお、**計画の承認から認可までは概ね半年程度の期間が必要**となることから、スケジュールを踏まえた開設日とすること。

なお、原則として、新年度園児募集と重複する期間（1月～3月）での開設は認めていないため留意すること。